

# 寝屋川市総合教育会議

平成 29 年 3 月 17 日（金）午後 3 時から  
議会棟 4 階第 1 委員会室

## 会議次第

- 1 開会
- 2 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」策定に係るパブリック・コメントの結果及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（案）」について
- 3 閉会

### [ 資料 ]

- (1) 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」パブリック・メントの結果について（案）
- (2) 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（案）」

# 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」パブリック・コメントの結果について（案）

- 1 パブリック・コメントの実施期間  
平成29年1月10日（火）～平成29年2月9日（木）
- 2 意見提出数  
67人 166件





No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
21	P8	「施設一体型」小中一貫校の設置（第四中学校）	チャイム、運動場、体育館、プールなどの在り方はどのようになるのでしょうか。	1	
22	P8		運動場、行事などにおいて、小学生、中学生の施設を一緒にするのは無理があると思う。	1	
23	P8		運動場、プール、時間など、詳しく説明がほしい。	1	
24	P8		校舎、運動場、体育馆、プールなど、小学生と中学生が共用すれば、不具合や不都合が生じるのではないか。	2	
25	P8		小学校の45分、中学校の50分のチャイムは日々の教育活動に様々な制約をもたらすし、また、中学校のプール仕様は、小学校の低・中学年では危険であり、小学生と中学生が同居することによって起こり得る問題点は限りがない。	1	
26	P8		チャイムやプール、運動場の使い方、教職員の会議の在り方、大規模化など様々な課題が出ている。	1	
27	P8		チャイム、学校の決まり、運動場・プール・校舎の使い方、職員組織、行事内容等々、開校までに議論しなくていけないことが山積している。	1	
28	P8		チャイムの問題、学校行事の問題、運動場や体育館、プール、特別教室使用の問題、生徒指導上の問題が出てくる。	1	
29	P8		チャイム、クラブ、通学路、定期テスト時の運動場の使用、6年生の最高学年としての自覚の低下、中学校で慢張ろうといふ心機一転できる場がない、荒れた中学生の小学生への影響など、検証される必要がある。	1	
30	P8		グラウンドの使用、プールや体育館などの施設、1時間の授業時間数などはどうなるのか。	1	
31	P8		チャイム問題、異なるカリキュラムによる休憩時間の違いによるトラブル、運動場、部活動、職員間の合同会議、最高学年との自覚と責任がもてない6年生の存在の問題など、どう解決するのか。	1	
32	P8		6歳～15歳までの年齢差が大きな集団で過ごす子どもたちは、体格でも心の発達からでも良い環境とは思われない。	1	
33	P8		小学校と中学校では教科指導、生活指導など発達段階によつて指導が異なり、それを9学年間の教師で統一するには無理がある。	1	
34	P8		低年齢から高年齢の子どもたちが生活を共にすることで起きる困難について、どこまで認識し、その対処法はどうするのか。	1	
35	P8		中学3年生と小学1年生が同じ建物で過ごすのであれば、体力の違いは歴然であり、どのように考えているのか。	1	



No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
50	P8	「施設一体型」小中一貫校の設置 (第四中学校)	第四中学校区だけを施設一体型の小中一貫校にすることは不公平であり、その予算を35人学級などの少人数教育の実施に全校的に使うべきでは。 第四中学校区だけを施設一体型の小中一貫校にすることは不公平であり、その予算を教職員の配置、温かい中学校給食の実施など、教育条件の整備に使ってほしい。	7	他の施策・教育条件の整備について、必要に応じて検討します。
51	P8		施設一体型の小中一貫校の建設は延期し、支援学級入級児童のダブルカウント制（支援学級の児童もクラス入数に含む）や児童を支援する人員配置を要望する。	5	
52	P8		第四中学校のみ「施設一体型」他は「施設分離型」という考え方	2	
53	P8		第四中学校区のみがなぜ施設一体型なのか。まちづくりとの関連で計画が進められようとしているが、3つの学校をつぶし、新しい学校を巨額の資金を使って建設することに違和感を感じるし、開発のための学校建設のような感じを受ける。	1	
54	P8		特定の校区だけを一体型にして、他はそうではないといふことは、そういうでなくともいいと言う事ではないか。	1	
55	P8		小学校の教育、中学校の教育とを年齢の異なる成長期に何故統一し、巨大化する必要があるのか。	1	
56	P8		素案にあるように本当に良い教育なら第四中学校区だけにせずに全市に小中一貫校を設置するのが筋ではないか、なぜ第四中学校区だけに一貫校を設置するのか理解できない。	1	
57	P8		第四中学校区のみ一体型の小中一貫校を建設し、他の11校区はそのままでは教育条件の平等に反するのではないか、同じ市立学校で1校だけ特別の学校をつくることをどう説明するのか。	1	
58	P8		なぜ第四中学校区なのか。	2	
59	P8		子どもたちの中に格差を生むことになるので、第四中学校区だけが施設一体型で新校舎といふ計画には納得がない。	1	
60	P8		素案から第四中学校区に一貫校がはぜ必要なのか分らない。	2	
61	P8				



No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
77	P8	「施設一体型」小中一貫校の設置(第四中学校)	「平成34年4月の開校」を「市民の理解が得られ次第、開校」に変更すべきでは。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、小中一貫教育を推進することにより、継続性・系統性・計画性のある一貫教育を実現することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化になります。また、学校の調査においては、文部科学省の教育の成果について、文部科学省の調査においては、「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指しますが、詳細な内容の決定に際しては、学校、家庭、地域の方々で構成するワークショップや協議会において議論し、市民の理解を得らるよう努めますので、原案のとおりとします。
78	P8		施設分離型の場合、現在の小学校・中学区で分かれている教育と何がどう変わるのか、よく分からない。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、小中一貫教育を推進しており、今回お示しました全市的な小中一貫校への移行により、9年間の目標、指導体制の一体化による9年間の教育課程の編成により、指導が図られ、より教職員の意識改革が進み、きめ細かな指導につながると考えています。
79	P9	【今後のスクール】	明和小学校は平成32年度に100周年を迎える。寝屋川市政の方針は理解した上で、明和小学校の解体を平成32年度にしてほしい。	1	平成34年4月の開校を目指した小中一貫校の建設工事の詳細が未定であるため、【今後のスクール】の記載を見直します。
80	P9	小中一貫校（小中学校一貫型小・中学校及び義務教育学校）について	通学距離の上限が4kmから6kmになると、小学一年生では通学が困難ではないか。	3	計画（案）に記載している「通学距離」については、学校の統合に際して、国が費用を一部負担する基準となる「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に、「適正な学校規模の条件」として示されています。開校に当たっては、通学路の安全面については最善を尽くします。
81	P10	(2) 小中一貫教育と連携・運動	(2) 就学前教育と就学前教育との連携を進めるとしているが、これらの施設と調整はできているのか。	1	現在においても就学前教育における連携を行っていますが、今後は、より効果的なものとなるよう、調整・検討します。
(案) 今後に関する意見					
82			地域住民との懇談の場を保障するなど、計画決定をする前に市民的議論の場を提供することを要望する。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、小中一貫教育を推進することにより、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を実現することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化になります。
83			保護者、地域の人、現場の先生の意見をもっと細かく聞いて検討すべきではないか。	1	また、学校の調査においては、「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指しますが、今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいたただくため、学校、家庭、地域の方々で構成したワークショップや協議会を開催します。
84			本市の公共施設に係る計画については、急がず市民の納得のいく使い方が大切ではないか。中学校区ごとの懇談会や説明会を求める。	1	
85			地域は了承しているのか。	1	



No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
104		出前講座を実施し、市民に説明し、意見を聞く場を設けてほしい。	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、小中一貫教育を推進することにより、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を実現するこことでや教職員間に心力・体力・指導力の向上、学校・家庭・地域の連携強化います。	1	
105		第四中学校区の全世帯に説明会を開くなどして周知することが求められている。	学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科における情報共有や指導力の向上などの成績が表れている。また、学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れます。今後、地域住民などから、平成34年4月に開校を目標とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいたぐるため、学校、家庭、地域の方々で構成したワークショップや協議会を開催します。	1	
106		小中一貫校の推進には疑問がある。丁寧な説明会や討論を踏まえるべきではないか。	本市が平成17年度から推進している小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を行うものであり、寝屋川教育フォーラムや寝屋川市PTA大会などで説明をしてきておりますが、今後も、様々な機会で説明してまいります。	1	
107		寝屋川市が行ってきた小中一貫教育について、市民に広く説明してほしい。	本市が平成17年度から推進している小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を行うものであり、寝屋川教育フォーラムや寝屋川市PTA大会などで説明をしてきておりますが、今後も、様々な機会で説明してまいります。	3	
108		パブリック・コメントは提出された意見をできるだけそのまま公開してほしい。	今回のパブリック・コメントについては、寝屋川市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進することを目的に定めた「寝屋川市パブリック・コメント手続き要領」に基づき実施しています。	1	
109		素案が抽象的なため、具体的な修正意見を考えられない。形骸的で無意味なパブリック・コメント募集ではないか。	小中一貫教育という概念について再整理し、その結果を周知し、改めてパブリック・コメントを実施すべき。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化します。
110		パブリック・コメントについてホームページや出先機関に資料を置くだけでは市民の意見を聞くことにはならない。	計画（素案）の実施に反対し、見直しを要望します。	2	また、学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れている。今後、地域住民などから、平成34年4月に開校を目標とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいたぐるため、学校、家庭、地域の方々で構成するワークショップや協議会において議論し、市民の理解を得られるよう努めます。
111		小中一貫教育という概念について再整理し、その結果を周知し、改めてパブリック・コメントを実施すべき。		1	
112				6	

# **寝屋川市小中一貫校設置実施計画(案)**

**～次なる小中一貫教育に向けて～**

**平成 29 年 月**

**寝屋川市教育委員会**

## 目 次

はじめに	P 1
1 小中一貫教育の背景	P 2
2 寝屋川市的小中一貫教育	P 3
3 次なる小中一貫教育の考え方	P 4
4 次なる小中一貫教育について	P 8
(1) 全市の小中一貫校への移行	
(2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・運動	
(3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり	
5 おわりに	P 12

## はじめに

---

近年、情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進行など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜くために必要な力を育むこと、社会の変化に柔軟に対応できる力を育むことが、今の教育に求められています。

本市においては、平成17年度より全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進めており、これまでの11年間の取組を検証・総括した『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』を平成28年7月に策定いたしました。

『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』では、小中一貫教育を「推進・指導体制」や「児童・生徒の学び」の視点等で検証した結果、様々な成果・効果が現れる取組となっていることから、今後も継続して推進していく必要があるとの認識を深めたところです。

今後も、更に義務教育全体の質を向上させる取組としていくためには、連携・協力体制面での課題を解消していくことが不可欠であり、教育改革を改めて推進するとともに、今まで以上に学校・家庭・地域との協力を深めた取組を進めていく必要があります。

市教育大綱で掲げられている「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進するためにも、次なる小中一貫教育を掲げ、学校・家庭・地域・市が同じ目標を共有しながら連携・協力する中で、新たな教育行政を推進してまいります。

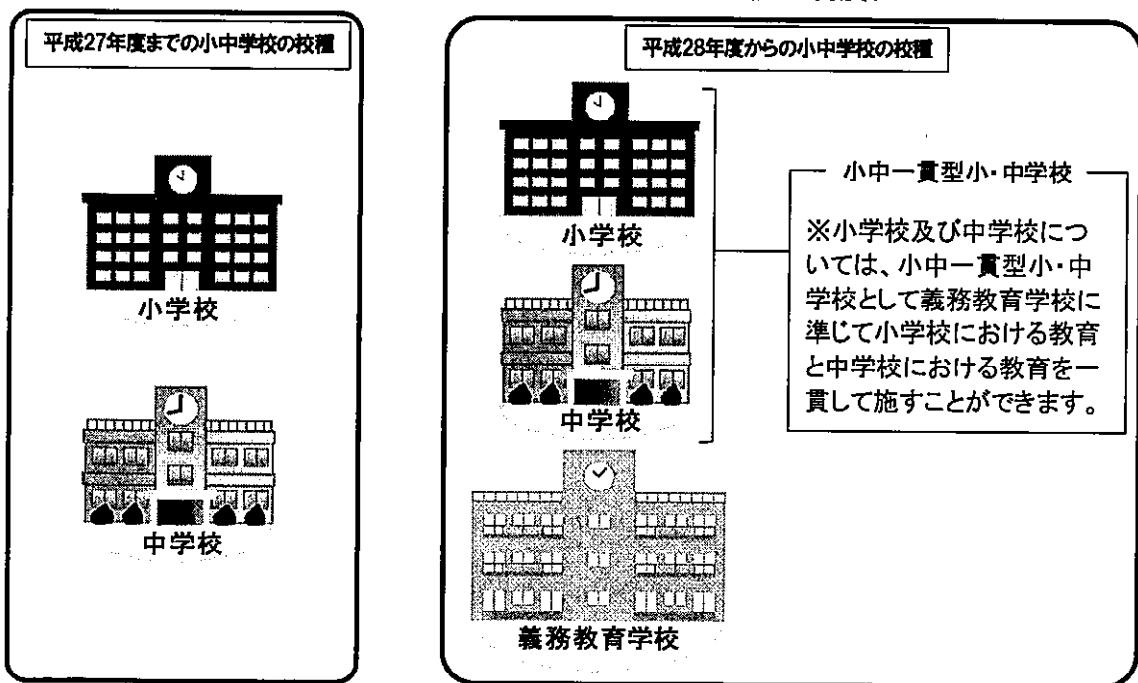
# 1 小中一貫教育の背景

小学校における学級崩壊や中学校において激増する不登校、少年非行や暴力行為などの低年齢化と問題行動の増加等に対処するため、小中学校が一体となった教科及び生活面での指導が求められていました。また、心身の成長に著しい差異が見られ、これまでのように小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況となり、子どもの発達段階に小中学校のシステムが対応しきれていない側面がありました。このような背景から、本市とともに全国各地でも小中一貫教育が推進されており、教育課程特例校制度を活用する等、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

小中一貫教育については明確な基準等はなく、独自の取組として全国的に展開されていましたが、平成28年4月には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が制度化されました。

また、小中一貫教育の多様化及び弾力化を推進するため、義務教育学校に準じて「小学校における教育」と「中学校における教育」を一貫して施す「中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（以下、「小中一貫型小・中学校」という。）」が「学校教育法施行規則」の一部改正により制度化されるなど、既存の小中学校でも小中一貫教育を施すための仕組みが整えられました。

## 義務教育学校及び小中一貫型小・中学校の制度化





### **3 次なる小中一貫教育の考え方**

---

次なる小中一貫教育を推進するに当たり、教育大綱における「夢を育む教育・協育」の基本理念の下、小中一貫教育 11 年間の成果の拡大、更には課題の解決に向けた取組の検討を行うとともに、保護者の方々や教職員から意見を聴取し、児童・生徒にとって効果の高い取組とするための検討も行ってきました。

文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」においても、小中一貫教育の成果指標として示した 43 項目（指導体制・保護者関係強化・地域関係強化等）全てについて、9 年間を見通した教育を施している学校ほど、より多くの成果を認識しているとの結果が報告されています。

このことから『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現が、本市小中一貫教育の更なる推進につながるとの認識の下、2 つの視点から重点的な取組を推進します。

#### **「指導体制の一体化」**

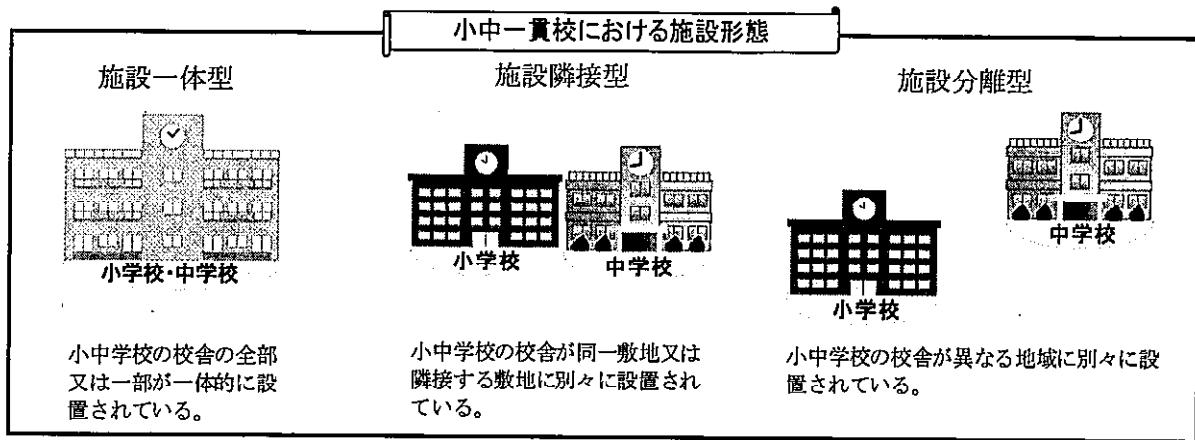
##### **① 小中一貫教育制度の活用**

学校教育法に規定する小中学校については、大きく「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」に大別され、地域の実情や児童・生徒の実態など、様々な要素を総合的に勘案して設置者が主体的に判断できるようになっています。

また、「義務教育学校」に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことができる「小中一貫型小・中学校」も制度化されたことから、これまでの取組を拡充していくためにも、新たな小中一貫教育制度を活用し、義務教育全体の質を向上させる取組を、積極的に推進していく必要があります。

##### **② 小中一貫校設置における施設形態**

小中一貫校については、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」等、様々な施設形態があります。文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」によると、「施設一体型」に最も大きく成果が表れていることからも、「施設一体型」の小中一貫校が望ましいと考えますが、敷地面積、財政負担、地域特性、まちづくり計画等、様々な角度から計画的に検討を進める必要があります。



### ③ まちづくりとの連動

学校を含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも重要な要素であり、学校・家庭・地域・市が同じ理念を共有して育てる「協育」を推進するための基盤整備を行っていく必要があります。

本市では、市街地再開発事業や土地区画整理事業（東寝屋川駅周辺地区等）、地区計画制度の活用等、地域の実情に応じた市民と協働したまちづくりが計画的に進められており、地域特性をいかした施策・事業が展開されているところです。

その中で、第四中学校区では、地元組織と市が協働で作成した「まちづくり整備計画（案）」に基づき、小中一貫校について検討されている経緯があり、教育委員会においても敷地の確保や教育施設の整備等の面からの検討も進めています。

また、「第27次寝屋川市校区問題審議会」から出された『寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について（答申）』において、第四中学校における「小中一貫の新しい学校づくり」が提案されており、その方向性も視野に入れ、次なる小中一貫教育を検討する必要があります。

以上の視点から、更なる義務教育の質の向上を目指し、全市的な小中一貫校への移行を推進し、これまでの市教育委員会と校長会の連携に加え、小学校と中学校がより一体化された組織の下で、「指導体制の一体化」の実現に向け、次なる小中一貫教育の方策を推進します。

## **「学びの連続性」**

### **① 就学前教育との連携・運動**

幼児期における教育は、その後の学習や人間関係においても大きな影響を与え、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学する前段階から目指すべき子ども像を意識した教育を推進し、より長期的な視点で子どもたちを育むことが重要です。

小中一貫教育の前段階である就学前教育と連携・運動した取組を推進し、これまでの小中一貫教育がより継続性・系統性・計画性ある取組となるよう、効果的な体制等を推進する必要があります。

### **② 家庭・地域との連携**

小中一貫教育の推進には、学校だけではなく、家庭・地域も含めた地域社会全体で育てたい子ども像や学校教育目標を共有し、より連携を強めることが必要であり、そのようなお互いの連携の中で、地域の特性をいかしながら、中学校区単位でそれが特色を発揮できるようにし、未来を担う子どもたちを育んでいかなければなりません。

子どもたちが、意欲的で主体となって行動できる力を育むためにも、家庭・地域等の力を最大限に引き出せる体制づくりを積極的に推進していく必要性があり、地域社会で取り組む「協育」をより拡充することができるよう、情報発信や新たな仕組等を含め推進する必要があります。

以上の視点から、「学びの連続性」の実現に向け、小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・運動を深めた「教育」の推進、また、家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくりによる「協育」の推進が、子どもたちの生きる力、学ぶ力を育んでいくことにつながるため、既存の取組効果の拡充に加え、新たな取組を推進します。

## 次なる小中一貫教育の考え方

### これまでの取組 (平成17年度～平成28年度)

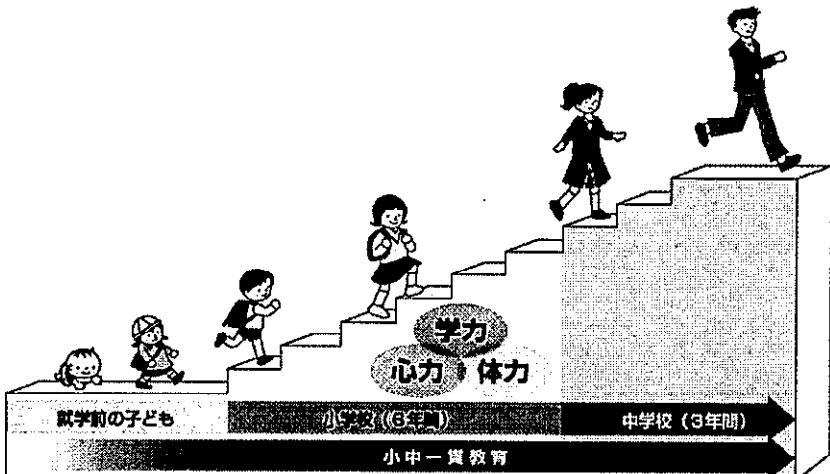
小中一貫教育による実績等

#### 取組・成果等

- 推進・指導体制
- 児童・生徒の学び

市教育大纲での方向性

家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージに飛躍する



これまでの取組を踏まえた方向性等

### 次なる小中一貫教育

目的	今後の方向性	実施計画
<b>義務教育全体の質の向上</b>	<b>指導体制の一体化</b> (体制、制度等を含めたより一体的な推進)	<u>全市的な小中一貫校への移行</u>
	<b>学びの連続性</b> (就学前教育を含めた目標を共有して行う小中一貫教育及び家庭・地域等による地域社会との教育・協育)	<u>就学前教育と小中一貫教育の連携・連動</u>  <u>家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり</u>

## 4 次なる小中一貫教育について

### (1) 全市的小中一貫校への移行

小学校と中学校の一体的な運営を図るため、全中学校区を小中一貫校に移行し、それぞれの学校の校長、教職員組織による「指導体制の一体化」を推進します。

#### 「施設一体型」小中一貫校の設置（第四中学校区）

第四中学校区3校（明和小学校・梅が丘小学校・第四中学校）による「施設一体型」の小中一貫校を、「小中一貫型小・中学校」として設置します。

なお、第四中学校区3校の中で最も敷地面積が大きい、現在の明和小学校用地への新校舎建設とし、平成31年4月から明和小学校を第四中学校敷地内に移転し、平成34年4月の開校を目指します。

設置に係るスケジュールの詳細、施設概要等は、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会や、第四中学校区3校の学校や保護者、地域の方々で構成する協議会等で検討を重ね、「(仮称) 第四中学校区小中一貫校建設計画」を策定するとともに、「義務教育学校」への移行についても検討します。

また、一体化することで生じる学校跡地の活用については、全市的な見地から検討を重ねます。

#### 「施設分離型」小中一貫校への移行（第四中学校区を除く）

現在の小中学校施設を活用して進める、「施設分離型」の小中一貫校とし、平成34年4月に「小中一貫型小・中学校」への移行を目指します。

なお、今後、各小中学校の児童生徒数の中長期的な予測の下、学校規模の適正化や適正配置の検討や、学校施設の整備を行う場合は、「寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行うとともに、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会において、地域の特性・特徴、市民の声、整備計画等、様々な角度から検討を行います。



## (2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・運動

小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・運動を行い、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

### ① 保育所園、こども園、幼稚園との連携（情報共有・合同研修 等）

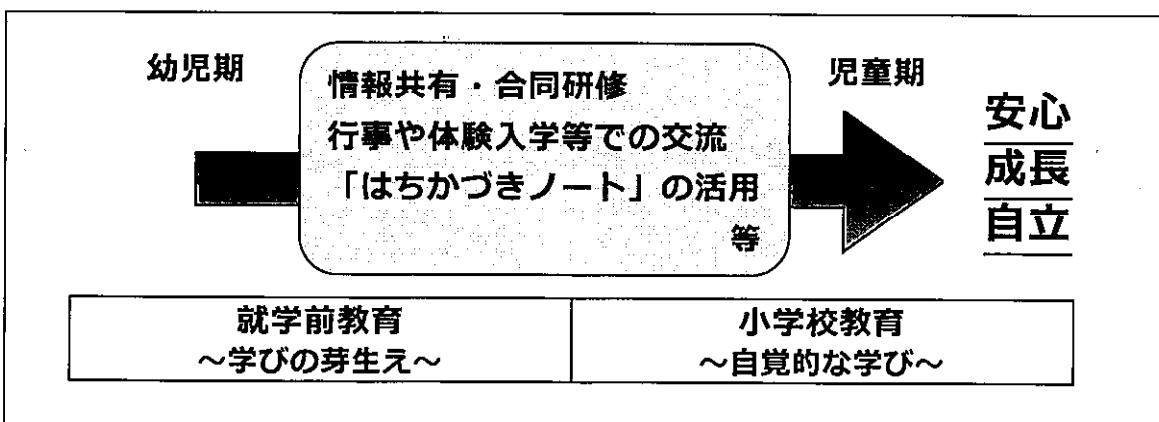
現在、「保育所園・こども園・幼稚園・小学校連携の集い」として、それらに携わる教員・担当者が集まり、円滑な小学校生活のスタートに向けた情報共有・連携が行われていますが、より効果的なものとなるよう、実施方法も含めた具体的な検討を行います。

### ② 就学前児童と小学校児童との交流

小中学校では、行事等における児童・生徒間の交流も活発に行われており、児童・生徒、互いの成長につながっています。就学前においても、小学校行事への参加や体験入学等、就学前児童と小学生児童が交流する機会を更に充実し、小学校入学後の安心・成長・自立につなげます。

### ③ 「はちかづきノート」（サポート手帳）の活用

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充が求められています。保護者の参画の下、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ、合理的配慮が個別の教育支援計画に明記され、個別の指導計画の活用や就学前からの確実な引継ぎなど、小中一貫した体制づくりを行うため、市で発行している「はちかづきノート」（サポート手帳）を、積極的に活用します。



### (3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり

学校・家庭・地域等が連携し、「地域で子どもを育てる、顔のわかる地域」の実現を目指し、青少年の健全育成、子どもの安全見守り等の取組を推進しています。より一層、開かれた学校づくりに向けた情報共有を深め、地域の人材や資源をいかした特色ある中学校区づくりの推進を図ります。

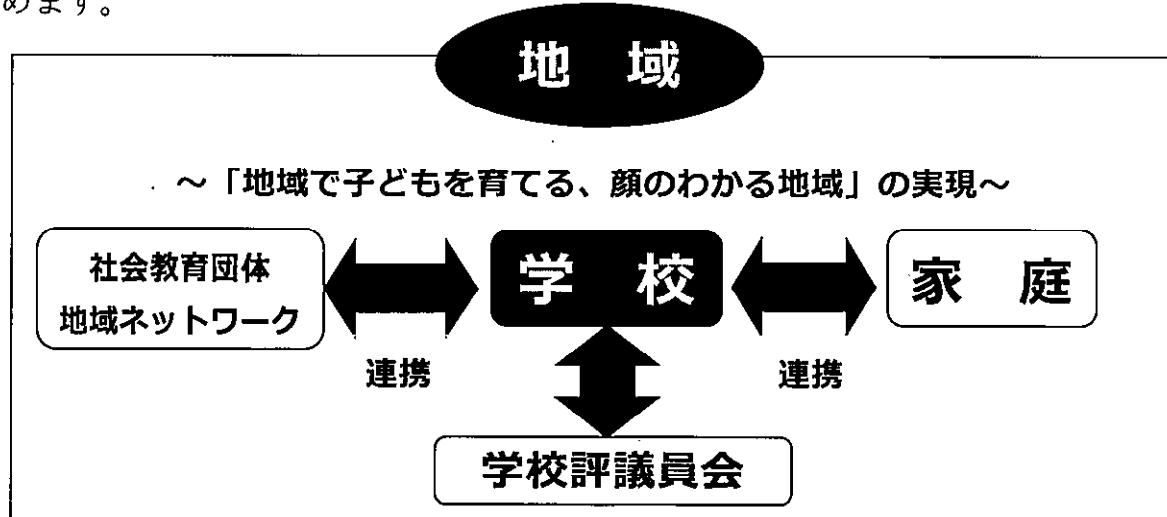
#### ① 特色ある中学校区づくり

保護者や地域の意見をいかした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々が学校を訪問する機会を設定しており、学校評議員として地域の方も参画し、その学校評議員の意見を踏まえ、学校経営の改善・工夫に努めています。今後、学校評議員の制度をより充実させ、特色ある中学校区づくりに努めます。

#### ② 地域活動を担う団体との連携

市立校園 P T A 協議会並びに青少年指導員会、地域教育協議会等の社会教育団体との協働や地域協働協議会等の地域ネットワークを活用し、小中学校の垣根を越えた地域での教育力向上や、青少年の健全育成も図られています。

今後、「生活習慣リーフレット」等を活用した、家庭における学習習慣や生活習慣の形成、家庭・地域と共に進める道徳教育の推進等、児童・生徒自らが人生を切り拓き、生き抜く力の育成に向け、地域活動を担う各団体との連携を一層深めます。



## 5 おわりに

---

本実施計画は、『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現を目指し、次なる小中一貫教育のスタートのため、平成34年度当初に向けた具体的な取組を示したもので

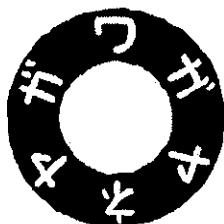
全国的に小中一貫教育に取り組む自治体は年々多くなっており、今回の制度化により、今後も増えていくと思われます。より一層の学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化に向け、全国各地の様々な事例も参考にしながら、寝屋川市小中一貫教育推進委員会等においても、引き続き検証を行います。

特に、新たな取組でもある「全市的な小中一貫校への移行」については、学校・家庭・地域の共通理解の下、推進する必要があります。その中でも、第四中学校区については、本市初の「施設一体型」の小中一貫校でもあることから、様々な視点から検討を重ね、円滑に開校できるよう準備を進めていき、本市小中一貫教育の先導役として、広くその成果を発信してまいります。

また、「就学前教育と小中一貫教育の連携・連動」、「家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり」については、学校を核とし、家庭や地域の力を結集させ、それぞれの教育力の向上を図り、未来の宝である本市の子どもたちが、夢と希望をもち、力強く将来へ歩みを進めることができるよう努めてまいります。

これらの取組により、本市小中一貫教育を更に推進し、義務教育全体の質の向上を目指します。

さらに、今後の各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や適正配置について「第28次寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等、検討を重ねてまいります。



---

寝屋川市小中一貫校設置実施計画

～次なる小中一貫教育に向けて～

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181(代表)

---